

令和7年度山形県生産性向上・職場環境整備等補助金交付要綱

（目的及び交付）

第1条 知事は、人材確保が喫緊の課題となっている中で、業務の生産性を向上させ、職員の処遇改善につなげることを目的として、医療施設等経営強化緊急支援事業実施要綱（令和7年4月1日医政発0401第5号厚生労働省医政局長通知）に基づき、第2条に定める対象施設の設置主体が実施する限られた人員でより効率的に業務を行う環境整備への取組みに対し、山形県補助金等の適正化に関する規則（昭和35年8月県規則第59号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内において生産性向上・職場環境整備等補助金（以下「補助金」という。）を交付する。

（対象施設）

第2条 補助金の交付の対象となる施設は、令和7年3月31日時点でベースアップ評価料を届け出ている病院、有床診療所（医科・歯科）、無床診療所（医科・歯科）及び訪問看護ステーション（以下「対象施設」という。）とする。

（対象事業）

第3条 補助金の交付の対象となる事業は、第2条に定める対象施設の設置主体（以下「申請者」という。）が実施する限られた人員でより効率的に業務を行う環境整備への取組み（以下「対象事業」という。）とし、次に掲げるものとする。

事業区分	対象事業となる取組種別※	対象事業となる具体的な取組
①	ICT 機器等の導入による業務効率化	タブレット端末、離床センサー、インカム、WEB会議設備、床ふきロボット、監視カメラ等の業務効率化に資する設備の導入
②	タスクシフト／シェアによる業務効率化	医師事務作業補助者、看護補助者等の職員の新たな配置によるタスクシフト／シェア
③	補助金を活用した更なる賃上げ	処遇改善を目的とした、既に雇用している職員の賃金改善

※ 令和6年4月1日から令和8年3月31日までの取組みを補助対象とする。

※ ①～③の取組みを複数組み合わせた場合も補助対象とする。ただし第4条に定める施設種別ごとに定める1施設当たりの補助上限額を限度とする。

（補助金の算定方法）

第4条 補助金の額は、以下の施設種別ごとに定める1施設当たりの補助上限額と第3条に定める対象事業に要する経費として対象施設が実際に支出した額とを比較して少ない方の額とする。

区分	施設種別	1施設当たりの補助上限額
ア	病院・有床診療所（医科・歯科）※	40,000円×許可病床数
イ	無床診療所（医科・歯科）・訪問看護ステーション	1施設当たり180,000円

※許可病床数4床以下の有床診療所は「イ」を補助上限額とする。

（補助金の交付申請等）

第5条 この補助金を受けようとする申請者は、対象施設ごとに、令和7年7月31日までに、次のいずれかに掲げる書類を提出しなければならない。なお、知事は、必要に応じて参考となるべき資料の追加提出を申請者に求める場合がある。

（1）令和7年7月31日までに、対象事業が既に完了している場合

ア．交付申請書兼口座振込依頼書（様式第1号）

イ．補助金の振込先とする預貯金通帳の表紙及び表紙裏面（金融機関名、店名、店番号、口座種別、口座番号及び口座名義人（カタカナ名義を含む。）が記載されたページ）の写し

ウ．山形県生産性向上・職場環境整備等補助金申請書兼実績報告書（別紙様式1）

（2）令和7年7月31日までに、対象事業が完了していない場合

ア．交付申請書兼口座振込依頼書（様式第1号）

イ．補助金の振込先とする預貯金通帳の表紙及び表紙裏面（金融機関名、店名、店番号、口座種別、口座番号及び口座名義人（カタカナ名義を含む。）が記載されたページ）の写し

ウ．山形県生産性向上・職場環境整備等補助金申請書（別紙様式2）

2 申請者は、前項の交付申請に当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。）を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額が明らかでないものについては、この限りではない。

（交付の決定）

第6条 知事は、前条の交付申請書の提出があった場合において、当該申請に係る書類等の審査により、補助金を交付すべきものと認めたときは、速やかに交付の決定を行うものとする。なお、第5条第1項（1）に定める交付申請に基づき知事が行う交付の決定は、第11条に定める補助金の額の確定を兼ねるものとする。

2 知事は、前項の場合において、適正な交付を行うため必要があるときは、補助金の交付の申請に係る事項につき修正を加えて補助金の交付を決定することがある。

3 知事は、第1項による交付の決定に当たっては、前条第2項により補助金に係る消費税

及び地方消費税に係る仕入れ控除税額について減額して交付申請がなされたものについては、これを審査し、適当と認めたときは、当該消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額を減額するものとする。

- 4 知事は、前条第2項ただし書きにより交付の申請がなされたものについては、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

(交付の条件)

第7条 知事は、補助金の交付の決定をする場合において、補助金の交付の目的を達成するために、次の各号に掲げる条件を付すものとする。

- (1) 事業に要する経費の配分の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、速やかに知事の承認を受けなければならないこと
- (2) 事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、速やかに知事の承認を受けなければならないこと
- (3) 事業を中止し、又は廃止する場合には、速やかに知事の承認を受けなければならないこと
- (4) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならないこと
- (5) 事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに事業により取得し、又は効用の増加した財産で価格が単価50万円以上（民間団体にあっては30万円）の機械、器具及びその他の財産については、「補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間（平成20年7月厚生労働省告示第384号）」に定める期間を経過するまで、知事の承認を受けずに、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取り壊してはならないこと
- (6) 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがあること
- (7) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならないこと
- (8) 事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿等及び証拠書類を補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならないこと。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は「補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間（平成20年7月厚生労働省告示第384号）」に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかななければならないこと

- (9) 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合を含む。）は、様式第2号により速やかに、遅くとも事業完了日の属する年度の翌々年度6月30日までに知事に報告しなければならないこと。なお、補助金に係る仕入れ控除税額があることが確定した場合には、当該仕入れ控除税額を返還しなければならないこと

（決定の通知）

第8条 知事は、補助金の交付の決定をしたときは、速やかにその決定の内容及びこれに付した条件を申請者に対し通知するものとする。

（補助金の支払）

第9条 補助金は、交付すべき補助金の額が確定した後に支払うものとする。ただし、知事が必要と認めるときは、補助金の交付の決定の後に概算払をすることがある。

- 2 申請者は、概算払いを受けようとするときは、前条に基づく交付決定の通知後、概算払請求書（様式第3号）に概算払いを必要とする理由及び資金計画書（様式第4号）を添付して、知事に提出しなければならない。

（実績報告）

第10条 山形県生産性向上・職場環境整備等補助金実績報告書（別紙様式3）の提出期限は、補助対象となる取組みが完了した日（事業廃止について知事の承認を受けた場合においては、承認を受けた日）から起算して30日を経過した日、又は補助金の交付決定があった日の属する年度の3月31日のいずれか早い日とする。ただし、第5条第1項（1）に定める交付申請に基づき、第6条第1項による交付決定及び額の確定通知を既に受けている場合にはこの限りではない（第11条に規定する額の確定通知書の取扱いも同様）。

（額の確定）

第11条 規則第15条の規定による通知は、山形県生産性向上・職場環境整備等補助金の額の確定通知書（様式第5号）によるものとする。

（申請の取下げ）

第12条 申請者は、第8条の規定による通知を受領した場合において、当該通知に係る補助金の交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、当該通知を受けた日から10日以内に、申請を取り下げることができる。

- 2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付の決定はなかったものとみなす。

(決定の取消し)

第13条 知事は、申請者が次の各号のいずれかに該当することが判明したときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき
- (2) 本要綱第7条の条件に違反したとき
- (3) 補助金の交付を受けた後に対象施設の要件に該当しないことが明らかとなったとき
- (4) 補助金の交付の目的に著しく反する行為があったとき

(補助金の返還)

第14条 知事は、前条の規定による取消しをした場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

(軽微な変更)

第15条 第7条第1号に定める軽微な変更は、10分の5以内の増減を伴う取組種別間の配分の変更とする。

2 第7条第2号に定める軽微な変更は、次に掲げる変更以外の変更とする。

- (1) 補助金の額の10分の2を超える増減
- (2) 補助金の交付条件に反しない変更であって、事業目的の達成に支障がないと認められる取組内容の変更

3 第7条第1号又は第2号の規定により知事の承認を受けようとするときは、事業計画変更承認（及び補助金変更交付）申請書（様式第6号）に第5条第1項に掲げる書類を添付して提出しなければならない。

4 第7条第3号の規定により、補助事業の中止又は廃止について知事の承認を受けようとするときは、事業中止（廃止）承認申請書（様式第7号）を提出しなければならない。

5 規則第7条第4号の規定により知事の指示を受けようとするときは、事業遂行状況報告書（様式第8号）を提出しなければならない。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、令和7年5月23日から施行する。